

令和6年度 定時評議員会議事録

1 開催日時 令和6年6月20日(木) 15時00分～16時06分

2 開催場所 ホテルライフオート札幌 2階 ライフオートホールI

3 評議員総数及び定足数

総数49名 定足数25名



4 出席数名 31名

(出席) 田中 勝義、本間 貞樹、岡谷 繁勝、阿部 一洋、瀧澤 明博、岩倉 圭彦、越山 買一、山口 敬、佐藤 克己、平山 三城、平澤 光志、山崎真由美、松本 金蔵、白戸 淳一、信原 靖、甲谷 恵、駒澤 文雄、竹原 司、多田 吾郎、城田 仁、植村 高巳、濱野 文、安川 浩樹、山口 円、仙庭 雅嗣、中村 研二、伊藤 孝司、宮本 一弘、菅原 一宣、多田 廉一、小野塚 勝

(欠席) 伊藤 清光、高瀬 善朗、松岡 憲二、渡辺はるみ、寺村 健人、小島 秀俊、松本 勉、木村 由久、山本 理人、三浦 安則、江刺家 優、貝森 将之、足立 功一、長澤 茂嗣、酒向 勤、坂井 則寿、山崎 英一、森 修二

(出席監事) 太田 三夫、渋谷 研一

(欠席監事) 河崎 正紀

(出席理事) 荒川 裕生、生島 典明、笠師久美子、日浅 尚子、高野 瑞洋、佐竹 明美、佐藤 勝美、宮越 武志、鶴津 裕美、津軽 敦志、北村 優明、釜澤 大毅、酒井 隆



5 議事

○報告事項

報告第1号 令和5年度事業報告について

報告第2号 評議員選定委員会委員の選任について

○協議事項

議案第1号 令和5年度会計決算(案)並びに監査報告について

議案第2号 役員の報酬並びに評議員及び役員の費用弁償に関する規程の改正について

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認

吉田事務局次長が定足数の充足を確認し、出席評議員31名、欠席評議員18名となり、定款第20条第1項に基づき、評議員在任数49名の過半数を満たしているので、本評議員会が成立していることを報告した。

(2)会長挨拶

開会にあたり荒川会長が挨拶を述べた。

(3)議長の選出

吉田事務局次長から本会定款第19条第5項の規定により、議長の選任について諮ったところ、事務局一任の声を受け、評議員の同意を得て、平澤光志評議員が選出された。



(4)議事録署名人の選任

平澤議長から定款第23条第2項の規定により、議事録署名人の選任について諮詢たところ、議長一任の声を受け、評議員の同意を得て、濱野文評議員、伊藤孝司評議員を議事録署名人に選任した。

(5)議事

○報告事項

報告第1号 令和5年度事業報告(案)について

酒井事務局長から報告第1号について次のとおり説明があった。

昨年5月に新型コロナウィルス感染症の位置付けが5類へ移行したことに伴い、令和5年度事業では、新型コロナウィルス感染症による影響も概ね解消された。

そのような中、昨年7月に北海道で36年ぶりに「全国高校総体」が開催されたほか、今年1月には国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会が苫小牧市で開催されるなど、道内で様々な大規模スポーツ大会が開催されるなど、ようやく安心してスポーツを楽しめる環境が戻って来ており、その中で本会としても事業を実施することができた。

本会では、こうした状況も踏まえ、本会の目的として定款第3条に定める「スポーツを振興して、道民の体力向上とスポーツ精神の高揚を図る」ため、1頁の中ほどに記載している、本会の「事業運営方針」に基づき、不特定かつ多数の方々の利益の増進に寄与する公益事業を実施した。

さらに、公益事業を安定的かつ継続的に実施していくため、収益事業で得た収益を公益事業に配賦することにより、公益性を一層高め、魅力ある事業の展開に努めた。

また、ホクレン様や北洋銀行様など、民間企業等からの寄付を原資として、「子どもの体力・運動能力向上事業」などに資金を配賦することにより、公益事業を道民全体で支える仕組みづくりにも努めた。

公1 競技力向上に向けた取組の推進では、国民体育（スポーツ）大会事業、競技団体等強化育成事業、地域におけるスポーツ医・科学サポート体制構築事業、北方圏スポーツ交流事業の4事業を行った。

国民体育大会事業では、鹿児島県で行われた特別国民体育大会本大会及び苫小牧市及び山形県で開催された第78回国民スポーツ大会冬季大会への選手団の派遣及び関連する事業を実施した。

特別国民体育大会本大会は、昨年9月16日から10月17日に鹿児島県で開催され、本大会終了後の総合成績は、天皇杯12位、皇后杯21位となつた。

また、第78回国民スポーツ大会冬季大会は、1月27日から2月3日に苫小牧市でスケート・アイスホッケー競技会が開催され、アイスホッケー競技では、成年が8連覇、少年が21連覇を達成した。2月21日から24日には、山形県でスキー競技会が開催され、冬季大会終了時点での成績は、天皇杯1位、皇后杯2位となっている。

競技団体等強化育成事業では、国体競技実施団体とオリンピック競技実施団体を併せた46加盟競技団体の選手強化・指導者育成と、それ以外の14加盟競技団体を対象に組織機能の強化を図るための事業を実施したところであり、（1）指定強化指導者研修会から（5）の競技団体強化対策事業まで、指導者の資質・能力の向上、選手の育成強化、医科学研究情報の発信、強化合宿等における専門家による医科学サポートなどの取組を行つた。また、（6）ジュニアスポーツアスリート強化育成事業では、冬季及び夏季オリンピック競技種目において、道内のトップレベルにあるジュニア選手層の育成・強化を目的に、競技力の向上を図つた。

地域におけるスポーツ医・科学サポート体制構築事業は、スポーツ庁からの委託事業で、令和5年度から令和7年度まで3年間の実施を予定しており、道・札幌市・札幌医科大学及び本会が中核団体となってコンソーシアムを形成し、居住地を問わない本道のスポーツ医・科学支援体制を構築するため、令和5年度は、年代別トップアスリートや部活動アスリートに焦点をあて、冬季アスリートを対象とした研修会や体力測定などのモデル事業などを実施した。

北方圏スポーツ交流事業では、令和2年度からアルバータ州からの申し出により交流が中断しているが、昨年度から、アルバータ州政府関係者との間で交流再開に向けた協議を継続しているところであり、早期の交流の再開を目指して調整を行つてい

る。

公2 生涯スポーツの推進に向けた取組の推進では、スポーツ指導者育成事業、地域スポーツ振興事業、国際スポーツ交流事業、南部忠平記念事業、広報・顕彰事業の5事業について実施した。

スポーツ指導者育成事業では、（1）総合型地域スポーツクラブ育成事業として、北海道とも連携して総合型地域スポーツクラブの育成に向け研修会などを実施した。また、令和5年度から総合型地域スポーツクラブの登録認証制度が開始され、初年度は北海道で60のクラブが予備登録を行った。（2）地方体育・スポーツ連絡協議会助成事業、（3）体育・スポーツ協会事務担当者会議事業により、地域の体育・スポーツ協会の活動促進や情報共有などを行った。

国際スポーツ交流事業では、日本スポーツ協会が主催するアジア諸国とのスポーツ交流事業の受託を予定していたが、新型コロナウィルス感染症の影響などにより事業が中止となった。

南部忠平記念事業では、南部記念財団から継承した基金を財源に、（1）地域スポーツ支援事業では、地域で行われる7つのスポーツ振興事業に助成を行ったほか、7月9日に開催された南部忠平記念陸上競技大会について、共催と開催経費の助成を行った。

広報・顕彰事業では、（1）広報事業として、本会並びに北海きたえーる等の情報をホームページにより発信するとともに、広報誌「道スポ協ニュース」の発行を通じて、加盟団体やスポーツ少年団、総合型スポーツクラブ等の活動状況について情報発信を行った。また、令和5年度においては、インスタグラムなどのSNSの活用やラジオ番組でのスポーツ情報の発信など、様々なメディアを通じた積極的な広報に努めた。（2）北海道スポーツ協会表彰事業では、6月15日に表彰式を開催し、本会表彰規程に基づいて57個人と19団体を表彰した。

公3 青少年スポーツ振興に向けた取組の推進では、スポーツ少年団交流大会事業、スポーツ少年団指導者等養成・育成事業、スポーツ少年団組織整備強化事業の3事業について実施した。

スポーツ少年団交流大会事業では、（1）スポーツ少年団競技別交流大会開催事業などにより、全国又道内各地の子どもたちがスポーツを通じて交流する各事業を実施し交流を深めた。

スポーツ少年団指導者等養成・育成事業では、道内各地で指導者等の養成講習会・研修会を全道各地で実施し、子どもたちに安全で楽しい指導ができる指導者の養成を図ったほか、（2）スポーツ少年団リーダー養成・育成事業では、次世代の指導者となる中学・高校生世代のリーダー・団員の資質・能力の向上を図るために、講習会や研修会、日独スポーツ少年団同時交流への派遣などの事業を実施した。

スポーツ少年団組織整備強化事業では、（1）組織整備強化事業により、スポーツ少年団の育成と、少年団活動の充実・強化、組織の活性化を促進するため、少年団の活動費の一部助成を行ったほか、（2）表彰事業として、他の模範となるスポーツ少年団などの表彰を行った。

公4 北海道立総合体育センターの運営では、指定管理者として、「北海きたえーる」運営目標の達成に向け、自主事業、スポーツ施設貸出事業及びスポーツ情報・資料展示事業の3事業を実施した。

自主事業では、「道民へのスポーツ参加機会を提供するため、（1）スポーツ教室・セミナー・クリニックの実施のほか、（2）スポーツワークショップ（スポーツ体験）事業として、子どもの日やスポーツの日無料開放を行った。

また、「北海きたえーる」の収益に加えて、スポーツ応援米の売り上げによるホクレン様からの寄附金、北洋銀行様のスポーツ振興応援寄附金などを原資に、「きたえーるトップアスリートチャレンジ」に加えて「トップアスリートチャレンジ（地域版）」を新ひだか町で実施したほか、（3）子どもの体力・運動能力向上事業として、「きたえーるチャレンジクラブ」に加えて「チャレンジクラブ（地域版）」を道内7地域において実施した。

スポーツ施設貸出事業では、一般開放事業として、47の国際・全国規模のスポーツイベントをはじめ、全道規模から市民レベルまで、様々な団体及び個人への貸出を行い58万2千901名の利用を得た。

スポーツ情報・資料展示事業では（1）スポーツ情報・資料室にスポーツに関する専門書・定期刊行物等を配架するとともに、国体・国スポでの北海道選手団の活躍や、「北海きたえーる」をホームアリーナとする「レバンガ北海道」、「エスピーラーダ北海道」に関連する展示を行うとともに、（2）資料展示室として、故南部忠平氏の偉業を称える資料展示を行った。

収益事業では、本会が行う公益目的の推進に資するための付随事業として、施設貸出事業、自動販売機の設置、地域協働事業

及びレストラン・売店運営を実施した。

施設貸出事業では、コンサートなど、スポーツ以外の教育・文化に関するイベント・行事などに貸し出す収益事業を行い、令和5年度の主な施設利用状況（収益事業分）の表に記載のとおり、コンサートなどの興行が13本、大学の入学式などの文化イベントが8本で計21本の利用があった。また、利用者の利便性の向上のため 自動販売機の設置及びレストラン・売店運営を行った。また、最下段からの地域協働事業として、14頁の（1）から（3）に記載のとおり「北海きたえーる」周辺の町内会・商店会等と協働で様々な事業を実施するなど、地域に根付いた施設運営に努めた。

なお、事業報告書に記載はないが、昨年度開催した本会の創立100年に向けた懇話会について報告する。

本会は、1932年に北海道体育会として創立以来、令和4（2022）年度に90周年を迎えたところだが、少子高齢化など、本道のスポーツを取り巻く課題を踏まえ、2032年の創立100年に向け、本会の進むべき方向、取組などについて、有識者の皆様に議論をいただき、提言としてまとめていただくため、令和5年度に、北海道教育大札幌校の石澤教授に座長をお願いして、10名の有識者からなる懇話会を設置した。

懇話会は、昨年6月29日に第1回の懇話会を開催以来、昨年度中に4回の懇話会を開催し、別にお配りしている資料のとおり「次世代を担う子どもたちを支える地域スポーツ活動の振興に向けて」として、本協会への提言を取りまとめていただいたところである。

本提言書については、3月の理事会において、懇話会の石澤座長から荒川会長へ提言書を直接お渡しいただいたところであり、その内容は、「子どもたちのスポーツ人口を拡大するため、スポーツとの出会いと継続の促進に取り組むこと」、「道内スポーツの発展に寄与するため、地域のスポーツ活動の新たな体制づくりに取り組むこと」、「魅力ある道内のスポーツ環境を国内外に向けて発信していくこと」の3項目が柱となっている。

本提言では、「まとめ」に記載のとおり、実効性のある具体的なアクションが求められ、実施可能なものから着手すべきとされており、本会としては、提言を踏まえ、今年度中に取り組むものについて、「令和6年度重点事業」として、「子どもたちがスポーツをするきっかけづくり」、「地域でスポーツを支える新たな体制づくり」など、既存事業の拡充・強化等を中心に取組むこととしているところである。

今後、提言を踏まえた事業の本格実施に向けては、令和7年度予算編成作業の中で具体的に検討していくと考えている。

以上を報告し了承された。

報告第2号 評議員選定委員会委員の選任について

酒井事務局長から報告第2号について次のとおり説明があった。

本会評議委員の選任及び解任については、定款第13条により、評議員選定委員会において行うこととされているが、この度、評議員選定委員会の外部委員である「菊地はるひ」氏から辞任届の提出があった。

菊地氏については、北海道エアロビック連盟の理事長を務めているところ、同連盟が本年4月1日から本会の加盟団体として認められ、評議員選定委員会外部委員の欠格条件に該当することから、辞任届の提出があったところであり、定款第13条第1項第3号により、6月4日に開催した令和6年度第1回理事会において、菊地氏の後任として、一般財団法人北海道体育文化協会専務理事の沖洋安氏を外部委員に選任したので報告する。

以上を報告し了承された。

議案第1号 令和5年度会計決算(案)並びに監査報告について

議案第1号について酒井事務局長から次のとおり説明があった。

決算を示す諸表については「貸借対照表」、「正味財産増減計算書」、「収支計算書」、「財産目録」の4表で構成されており、これに財務諸表に対する注記を加えている。

諸表の説明の前に、19 頁の「令和 5 年度決算概要（収支計算書）」についてだが、上段の表の「R 5 年度決算額」の欄が、今回の決算額となる。

まず、「事業収入」の決算額だが、2 次補正後の令和 5 年度予算 9 億 4 千 5 9 4 万 7 千円と比較し、1 千 2 4 6 万 1 千円減の 9 億 3 千 3 4 8 万 6 千円となった。

「事業支出」については、同じく 2 千 7 5 0 万 6 千円減の 9 億 2 千 2 0 7 万 2 千円となり、「事業収支差額」は、1 千 1 4 1 万 4 千円の黒字となった。

次に「投資活動支出」については、予算額から 9 万 8 千円減のマイナス 4 9 7 万 1 千円となり、「当期収支差額」は、6 4 4 万 3 千円の黒字となった。

2 次補正予算では、8 5 0 万 4 千円の赤字を見込んでいたが、その後、収支改善などに努めた結果、令和 3 年度以来 2 年ぶりの黒字決算となった。

次に「主な増減事由」だが、まず 1 の事業収入では、（1）事業収入として、指導者養成講習会の実施回数の減による参加料収入が 1 8 3 万 7 千円の減、日韓中青少年スポーツ交流の中止による参加料収入が 2 8 2 万円の減となった。（2）の利用料金収入では、イベント利用時間の増や、通常利用の増、またイベントでの利用時間の増に伴う利用料収入が 7 2 4 万 6 千円の増となつておらず、（3）の受取地方補助金では、国体（国スポ）派遣費の執行額が減額となったことから、道からの補助金が 1 千 2 8 3 万円の減となったほか、国の委託事業である地域におけるスポーツ医・科学サポート体制構築事業による医科学コンソーシアム事業の事業費の執行額の減額に伴いスポーツ庁からの委託料が 2 6 6 万 9 千円の減となった。また、（4）受取民間補助金では、指導者養成講習の実施数の減に伴い、日本スポーツ協会からの補助金が 2 5 8 万 9 千円の減額となった一方で、（5）受取補助金として、スポーツ応援米の売り上げの増に伴い、ホクレン様からの寄付金が 3 2 8 万 2 千円の増額となり、事業収入は合計で 1 千 2 4 6 万 1 千円の減額となった。

次の 2 の事業支出についてだが、（1）公 1 の競技力向上推進事業では、国体（国スポ）派遣費用の執行額が 1 千 7 0 4 万 2 千円の減となったほか、選手強化費や医科学コンソーシアム事業の執行額が 1 千 1 8 0 万 2 千円の減。（2）公 2（生涯スポーツ推進事業）では、指導者養成講習会実施数の減により事業費が 3 5 3 万 5 千円の減、日韓中青少年スポーツ交流事業の中止により事業費が 2 9 6 万 5 千円の減。また、スポーツ安全協会からの委託事業による広告宣伝費が 1 0 1 万 2 千円減額となつた。（3）公 3 のスポーツ少年団育成事業では、事業規模の縮小や参加者数の減などにより旅費などの事業費が 1 9 9 万 9 千円の減。（4）公 4・収益（きたえーる運営事業）では、イベント利用時間の増などに伴い、清掃など委託事業者に支払う委託費が 4 1 2 万 1 千円の増となったほか、消費税が 1 9 3 万 1 千円の増、法人税が 2 6 4 万 2 千円の増となつており、事業支出は合計で 2 千 7 5 0 万 6 千円の減額となった。

以上により、最下段の表に記載しているが、前期繰越収支差額の 1 億 2 千 9 0 5 万 3 千円に、当期収支差額 6 4 4 万 3 千円を加えて、次期繰越収支差額は 1 億 3 千 5 4 9 万 6 千円となった。

ただ今説明した内容については 2 1 頁から添付している財務諸表に整理しており、まず、2 2 頁からの「貸借対照表」だが、これは本年 3 月 31 日現在の本会の資産の状況を表しているものである。

I . 資産の部では、流動資産である現金預金、未収金の増、特定資産である退職給付引当資産の増などにより、資産合計は、前年より 2 千 5 3 4 万 8 千円増の 6 億 5 千 6 5 5 万円となった。

II . 負債の部では、流動負債のうち未払金及び未払法人税等、未払消費税等が増となつたことなどにより、負債合計は、前年比 2 千 1 8 万 7 千円増の 1 億 3 千 6 9 6 万 6 千円となった。

III . 正味財産の部では、指定正味財産（基本財産）は前年度と変わらず、一般正味財産は 4 億 1 千 8 5 8 万 4 千円となり、負債及び正味財産合計の 6 億 5 千 6 5 5 万円は資産合計の額と同額であることを確認いただきたい。なお、現時点では、流動資産の未収金及び前払費用、流動負債は、概ね解消した。

続いて 2 6 頁からの「正味財産増減計算書」については、令和 5 年度の正味財産すべての増減内容を明確にする計算書となる。2 6 頁の表「I 一般正味財産増減の部」、「1. 経常増減の部」、「（1）経常収益」の最下段の「経常収益計」では、前年度に比べ主に北海道補助金、北海道負担金が増となつた結果、前年比 1 億 6 0 万 6 千円増の 9 億 3 千 3 4 8 万 5 千円となった。

次に「（2）経常費用」では、前年度に比べて主に 2 6 頁の「事業費」のうち、旅費交通費や修繕費、諸謝金、委託費などが増となつたことから、2 7 頁中段の「経常費用計」で、前年比 8 千 5 7 6 万 6 千円増の 9 億 2 千 5 6 1 万 3 千円となった。

その結果、「当期経常増減額」は 7 8 7 万 2 千円となり、「2. 経常外増減の部」の下の方にある「当期一般正味財産増減額」は 5 1 6 万円の黒字となつた。

次に28頁・29頁の「正味財産増減計算書内訳書」は、ただいま説明した内容を公益目的事業会計、収益事業会計、法人会計ごとに分割したもので、公益法人会計基準で示された表となっている。

令和5年度の決算において、公益法人会計基準すなわち、

- ・公益事業費が収支相償あるいはマイナスであること
- ・収益事業の収益を50%以上公益事業に配賦していること
- ・公益目的事業比率が50%以上であること
- ・遊休財産が保有限度内であること

について、それぞれ基準に適合していることを報告する。

次に37頁からの、「収支計算書（資金収支計算ベース）」については、40頁の総括表として整理したもので説明する。

なお、予算額については、補正後のものとなるとともに、収支計算書には減価償却費を計上しない扱いとなっているので承願いたい。

まず、「I 事業活動収支の部」のうち、「1. 事業活動収入」の計は、予算額9億4千594万7千円に対し、決算額9億3千348万5千円となり、1千246万1千円の減となった。

続いて「2. 事業活動支出」の計は、予算額9億4千957万8千円に対し、決算額9億2千207万2千円で、2千750万5千円の減となり、「事業活動収支差額」は、予算額に対して1千504万4千円増の1千141万3千円となった。

なお、「事業活動収支の備考欄」に記載している増減の主な理由については、決算説明の冒頭で説明した19頁の「令和5年度決算概要」の中で説明させていただいたものである。

「II 投資活動収支の部」では、「2. 投資活動支出」において、「敷金・保証金支出」として10万5千円の支出があるが、令和6年度1年間、当会職員1名が、東京にある独立行政法人日本スポーツ振興センターへ出向しており、当該職員の住居用として支出したもので、そのほか投資活動支出は、概ね予算どおりとなった。

「III 財務活動収支の部」「IV 予備費支出」は取引がなかった。

以上の結果から、19頁の「決算概要」で説明したとおり、当期収支差額は予算額より1千494万6千578円増の644万2千578円となり、次期繰越収支差額は1億3千549万5千816円となった。

42頁の財産目録について、「I 資産の部」における「1. 流動資産」の各「預金」は、金融機関の残高証明書と合致しており、「未収金」については、労働保険料の精算を除き解消している。また、「II 負債の部」の「1. 流動資産」の「未払金」も未収金同様、ほぼ解消している。

なお、最下段の「III正味財産」5億1千958万4千円は、さきに説明した22頁の貸借対照表の下段にある「正味財産合計」の額、そして27頁の正味財産増減計算書の最下段にある「III正味財産期末残高」の額と一致している。

財務諸表に対する注記について、44頁の「1. 重要な会計方針」、「2. 会計方針の変更」については特段の変更はない。

「3. 基本財産及び特定資産の増減及びその残高」は退職給付引当資産について、新たな積み立てにより前年より486万6千円増の5千2万1千円となっている。

45頁の「4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳」は記載のとおりであり、「5. 担保に供している資産」はない。

また、「6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残額」は、記載のとおりであり、「7. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高」も記載のとおりだが、現時点で、労働保険料の精算額を除いてほぼ回収済となっている。「8. 保証債務等の偶発債券」はない。「9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」については記載のとおりである。「10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期増減額及び残高は記載のとおりであり、「11. 指定正味財産からの一般正味財産への振替額の内訳」以降12から14までも記載のとおり。また、48頁の「附属明細書」、49頁の「公益目的保有財産の明細」についても記載のとおりである。

3月の令和5年度第4回理事会で審議いただいた第2次補正予算時には、約850万円の赤字を見込んでいたが、国体（国スポ）派遣費用など、各種諸経費の節減等に努めた結果、約644万円の黒字決算となった。

なお、50頁の監査報告書とおり、5月17日（金）に太田監事、渋谷監事、河崎監事による監査を受検したことを報告する。

太田監事より、監査報告があり事業報告等の監査結果、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果とともに定款に違反する重大な事実は認められず、適正に処理し、示されている旨報告があった。

以上、審議の結果、議案第1号、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

議案第2号 公益財団法人北海道スポーツ協会役員の報酬並びに評議員及び役員の費用弁償に関する規程の一部改正について

議案第2号について酒井事務局長から次のとおり説明があった。

現在、専務理事の報酬については、北海道庁の「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」に基づき、「公益財団法人北海道スポーツ協会役員の報酬並びに評議員及び役員の費用弁償に関する規程」第3条において、その限度額を定め支給しているところである。その根拠としている北海道職員に関しては、地方公務員法の改正により地方公務員の定年が延長されたことに伴い、「定年の延長や60歳を超えた職員の給与水準の引き上げ等」に関する道条例が改正され、昨年4月から定年が延長されたことから、再就職要綱についても、昨年10月にその内容を踏まえたものに変更され、本年4月1日から適用されている。

本議案については、この度の「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」の変更に合わせ、専務理事の報酬限度額を、これまでの50万円から700万円に引き上げるものであり、本規程の改正は、道庁の要綱適用日に合わせ、本年4月1日から適用したいと考えている。

また、51頁に記載のとおり、本規程により評議員会や理事会、常置委員会への出席旅費、さらに行事に出席いただいた際の役員の日額報酬について、別記1から3として定めているが、今回の改正に併せて文言を整理し、本文中に規定することとしたものであり、旅費や日額報酬の支給内容については変更ない。

なお、本規程の改廃については、第4条の規定により「評議員会の決議を得て行うこととされていることから、6月20日に開催予定の評議員会において審議をお願いすることになるが、6月4日の理事会における本議案の審議において、本規程の改正について評議員会の決議が得られた場合は、専務理事の報酬額の決定について、会長に一任させていただくことで了解を得たいと考えている。

以上、審議の結果、議案第2号は、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

○その他

その他1

山崎評議員より次のとおり発言があった。

<山崎評議員>

教えていただきたいと思って発言させていただく機会を頂戴いたしました。

先ほど荒川会長の挨拶の中にもあった100周年に向けての提言書の中について大変重要な提言をいただいたと受け止めておりまし、地域、競技団体に持ち帰ってからも自分事として捉えて共に進んでまいりたいという思いを持たせていただいたところである。

1つ教えていただきたいのは、この提言書が取りまとめられた後、中学校体育連盟から競技種目によっては全国大会を執り行わないという発表があった。その中には冬季スポーツに関わる競技種目も記載されており、大変大きな情報提供であったと受け止めている。

この点も含めてまだ日も浅いので、すぐに見解をということにもならないかもしれないが、北海道スポーツ協会としての受け止めであるとか、今後に向けて聞かせいただける内容があればお願いしたい。

<高野専務理事>

スポーツ協会としても先日の発表については大変大きな衝撃を受けているところである。

中学校の全国大会がなくなるということは、アスリートが競技を続けていく中で重要なキャリアパスが失われてしまうということもあり、先日、各競技団体へのアンケートでの聞き取りを行った。その中で、各競技団体としても全国中学校体育大会について十分な情報がなかったというようなことがあり、各競技団体ともその部分についてどのように埋めていくか、他の全国レベルのジュニア大会がある競技とない競技もあるということで、今後は各競技団体としても対応を検討していかなければならないというようなことが聞き取りの中であつた。

ただ一方、競技によっては、ジュニア世代の子どもたちの活動の母体が少年団とか地域スポーツクラブなど、地域の中での活動が学校単位でのクラブ活動と乖離して部分があると言うことで、必然その大会の時だけ学校組織の中で部活という形で中体連に出るためには中学校のクラブが組織されるという実態もある。そういう中で全国中学校体育連盟が検討するという部分についても一定の理解を示さなければならないと思っている。

ただ、全体的なこととしては、やはり先ほど申し上げた通り、アスリートのキャリアパスの中で中学校レベルでそういう目標が失われるということは、将来オリンピックなど大きな大会につながっていく中で重要な部分が欠ける可能性があるということです。

オリンピアンもある日突然現れるわけではなく、必ず最初にその競技にかかる重要な中学校レベルの段階で競技に向き合うという部分が大変重要なことは申し上げるまでもありませんので、これについても各競技団体から更に聞き取りなども含めて、関係団体と協議をしながらこの部分についての対応を検討していきたいと思う。

どのようにすれば良いのかというところまではこの場では申し上げることはできないが、全国中学校体育大会が果たす役割、特に冬季競技は北海道内では重要な課題であると受け止めているので、どのようにカバーしていくかという部分に積極的に関わっていきたいと考えている。

その他 2

次の事項について酒井事務局長から次のとおり説明があった。

1 賛助会員制度について

賛助会員制度については、昨年3月の理事会において、新たに規程を定め、本年4月から賛助会員制度を導入した。

賛助会員制度は、ジュニア世代へのスポーツ機会の提供や地域におけるスポーツ活動への支援など、本会が取り組むスポーツ振興事業の一層の充実を図るため、これまでの寄附制度に加えて、広く継続的に資金調達を行う仕組みとして導入したものである。

制度の概要については、チラシの裏面のとおりだが、対象は、本会の目的及び事業の趣旨に賛同する個人及び法人・団体、年会費1口の額は、特別会員は10万円、法人・団体は1万円、個人は1口5千円、会費の取扱は本会寄附金等取扱規程に定める一般寄付として取扱い、使途としては50%以上を公益目的事業に使用することとしており、特に、先ほどの100周年に向けた提言の柱となっている、子どもたちや地域のための事業に重点的に活用していきたい。

賛助会員については、様々な場面で企業名等の露出機会の拡充を図るとともに、チラシの裏面に記載のとおり、賛助会費については税法上の寄付金控除の対象となることもPRしていきたい。

今後、本チラシを活用し、賛助会員の勧誘に努めていきたいと考えているので、評議員の皆様におかれても制度の周知また声掛け先のご紹介など、ご協力を願う。

2 スポーツ応援メシについて

お手元に「北海道スポーツ協会加盟団体・関係団体特別販売のご案内」と記載した資料をお配りしているが、本会では、平成23年11月からホクレン様が販売している「北海道スポーツ応援米」の販売実績に応じて、1kgあたり1円の支援をいただいている。

令和4年3月に「ファイターズ」パッケージへのリニューアル後、販売が好調で、決算の中でも説明したとおり、応援米の売り上げを原資としたホクレン様からの寄附額も大きく増加してきている。（ホクレン様からの寄附金が328万2千円の増額）

この度、これまでのスポーツ応援米に加えて、新商品として資料 2 頁の中ほどにある「応援メシ」の販売が開始された。

「応援メシ」はパックご飯となっており、気軽に利用できる商品となっている。資料に赤字で記載のとおり、本資料に記載の金額は関係者向けの価格となっており、一般販売価格より相当お得になっているので、皆様におかれでは、イベントや大会の参加賞や商品などに是非ともご活用いただきたい。

購入の申し込み・問い合わせに関しては、資料の下段に記載の本会総務・会計課までお寄せいただきたい。

本会の支援にもつながるので、重ねてご活用をお願いする。

3 令和 6 年度事務局体制について

お手元に本年 6 月 1 日付けの本会の事務局体制図をお配りしている。

現在、この体制で本会の運営・事業の実施等に取り組んでいるのでご参考にしていただきたい。

以上をもって議案の審議等を終了したので 16 時 06 分閉会を宣言し解散した。

令和6年度公益財団法人北海道スポーツ協会定時評議員会

令和6年6月20日

議長

平澤 光志



議事録署名人

濱野 文



議事録署名人

伊藤 孝司



本議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

公益財団法人北海道スポーツ協会 事務局長 酒井 隆
総務・会計課 課長補佐 石龜 堅祐